

TIMETRAC 利用約款

第1章 総則

第1条 (目的)

本規約は、HOYA 株式会社 MD 部門（以下「当社」といいます。）が提供する TIMETRAC の利用に関し、当社と契約者の間に適用されます。契約者は、TIMETRAC の利用を申し込んだ時点で、本規約に同意したものとみなされます。

第2条 (定義)

本規約において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるとおりとします。

- ① 「TIMETRAC」とは、本契約の目的物であり、IC カード認証、指紋認証、ID/パスワード認証の方法により、個人を識別して当該個人の出退勤情報を記録・転送するハードウェアのことをいいます。
- ② 「クラウド勤務簿」とは、TIMETRAC により転送された出退勤情報が掲載され、これを管理することのできるクラウドサービスのことをいいます。
- ③ 「本サービス」とは、当社が契約者に対して提供する、TIMETRAC を用いた出退勤管理サービスの総称のことをいいます。

第3条 (規約の変更)

- 1 当社は、いつでも、契約者の事前の承諾を得ることなく、本規約の内容を変更することができます。
- 2 当社が本規約の内容を変更した場合には、速やかに、その変更内容を契約者に通知するものとし、通知において指定された期日以降は、変更後の本規約が適用されます。なお、契約者が通知において指定された期日以後に本サービスを利用した場合には、変更後の本規約に同意したものとみなされます。

第4条 (通知)

- 1 当社は、本サービスに関連して契約者に通知をする場合には、本サイトに掲示する方法または登録情報として登録された電子メールアドレス・住所に宛てて電子メール・文書を送信する方法など、当社が適当と判断する方法で実施します。
- 2 前項に定める方法により行われた通知は、前者の場合には通知内容が本サイトに掲示された時点で、後者の場合は当社が電子メール・文書を発信した時点で、それぞれそ

の効力を生じるものとします。

第2章 契約の成立及び利用料

第5条（本利用契約の成立）

- 1 本利用契約は、本サービスの利用を希望する者が、本規約の内容に同意し、登録情報を登録した上で、当社が指定する方法で申込みを行い、これに対して当社が承諾書を発送した時点で成立するものとします。
- 2 契約者は、当社が前項の申込みを受諾し、契約者が TIMETRAC 本体を受領した日から本サービスを利用することができます。

第6条（利用料金及び支払方法）

- 1 契約者は、当社に対して、本サービスの利用の対価として、申込書記載の月額料金を支払います。
- 2 前項に定める利用料金は、契約者が TIMETRAC 本体を受領した日の翌月分から発生するものとします。
- 3 契約者は、前2項に定める利用料金を当社が契約者に対して発行する請求書に基づき、請求書に定められた期日までに当社に対して支払うこととします。
- 4 前項に基づき支払われた利用料金につき、当社はいかなる場合にも返金には応じません。

第3章 TIMETRAC 使用上の注意事項

第7条（引渡し）

- 1 当社は、承諾書発送後本サービスの利用のために TIMETRAC が必要となる日までに TIMETRAC が送付場所に到着するよう発送手続きを行うこととし、申込書記載の送付場所において引き渡します。ただし、当社は、同日までに TIMETRAC が到着することを保証するものではありません。
- 2 契約者は TIMETRAC の引渡しを受けた日にこれを点検し、何らかの瑕疵を発見した場合は、2 営業日以内に当社に通知しなければならないものとします。同通知を受けて、当社が当該瑕疵により契約者の本件サービス利用目的を達成できないと認めた場合には、前項の引渡し後 10 営業日以内に代替品を契約者に発送する手続きを行うものとします。

- 3 契約者が当社に対し、TIMETRAC の引渡しを受けた後 2 営業日以内に何らの通知もしなかった場合は、本件設備は引渡日において何らの瑕疵なく完全な状態で引き渡されたものとしします。
- 4 契約者は、第 1 項に定める TIMETRAC の引渡しを受けた後、当社に対し、速やかに受領書を送付するものとしします。

第 8 条（善管注意義務）

- 1 契約者は、TIMETRAC が当社の所有であることを認め、TIMETRAC を善良なる管理者としての注意義務をもって管理し、通常の使用に従って使用するものとしします。
- 2 TIMETRAC を使用する際に必要となる電気代、消耗部品代その他の通常の管理費用は、契約者の負担としします。
- 3 契約者は TIMETRAC を当社の承諾なく第三者に譲渡、転貸、担保権の設定その他の一切の処分をしてはなりません。また、TIMETRAC に記載された当社の HOYA ロゴ、シリアルコードの記入されたシール、その他当社の所有であることを示す表示を削除、隠ぺいしてはなりません。

第 9 条（通知義務）

- 1 契約者は、仮処分、差押、仮差押、公租公課の滞納、その他本件設備の当社の所有権を侵害し又は侵害するおそれのある事由が生じた場合、契約者は当社に直ちに通知するものとしします。
- 2 前項の場合において、契約者は、TIMETRAC が当社の所有であって自己の所有物でないことを主張立証しなければなりません。

第 10 条（損害賠償）

- 1 契約者の故意、または過失により、TIMETRAC に損害を与えた場合においては、契約者はその損害を賠償するものとしします。
- 2 契約者は、前項に定める損害賠償として、以下に定める損害の内容に応じた金員を支払うものとししますが、下記に定める額以上の損害が発生している場合においては、当該損害についても賠償するものとしします。

TIMETRAC が使用不能となっているまたは紛失した場合	6万円
現状では使用できないが修理を行うことにより使用が可能となる場合	4万円
使用は可能であるが、著しい汚れ、傷などがある場合	2万円

- 3 契約者が、TIMETRAC の操作を誤り、第三者に損害を与えた場合においては、契約者は自己の費用と責任をもって、当該損害を賠償しなければならないものとします。

第 1 1 条（設置場所）

契約者は、TIMETRAC を申込書記載の設置場所でのみ使用することとし、契約者は、当社の事前の承諾なく設置場所を変更してはなりません。

第 1 2 条（商事留置権の排除）

契約者は、当社に対して商事留置権を主張することが出来ないものとします。

第 1 3 条（監査）

- 1 当社は、契約者が TIMETRAC の取扱いに関し、契約者が本約款を遵守して適切に利用・管理しているか監査する権限を有するものとします。契約者は、当該監査に関して、当社が資料・情報の提供を求めた場合には、速やかにこれを提供するものとします。
- 2 当社は、前項の監査の実行のため、事前に通知の上、契約者の事業所等及び設置場所に立入ることが出来るものとし、契約者はこれに協力するものとします。
- 3 前 2 項に定める監査の結果、当社が必要と認めた場合には、当社は、契約者に対し、TIMETRAC の取扱いに関し、改善を申し入れることが出来るものとします。

第 4 章 「クラウド勤務簿」使用上の注意事項

第 1 4 条（ID 及びパスワード等）

- 1 当社は、契約者から申込書を受領した後、5 営業日以内にお客様 ID、個人 ID（以下、総称して「契約者 ID」といいます）及びパスワードを交付することとします。
- 2 前項の定めにより交付される個人 ID は、TIMETRAC 1 台につき 1 0 0 ID とし、1 0 0 を超える ID が必要な場合においては、TIMETRAC の追加利用申込みをして取得することとします。当社は、ID のみの追加には対応致しません。

- 3 契約者は、契約者 ID 及びパスワードを自己の責任において厳重に管理するものとし、これらを用いてなされた一切の行為についてその責任を負います。
- 4 契約者が ID もしくはパスワードを紛失した場合、同サービスにアクセスできなくなる可能性があることにつき、契約者はあらかじめ同意するものとします。

第 15 条（登録情報の変更）

契約者は、登録情報に変更が生じた場合には、当社が指定する方法により速やかに届出を行います。当社は、登録情報の変更の届出がなされなかったことにより契約者に生じた損害について一切の責任を負いません。

第 16 条（バックアップ）

- 1 契約者は、本サービスを通じて当社が提供し、または契約者が取得した情報の全てについて、自己の責任において記録し、保存・管理します。
- 2 契約者は、出退勤管理情報について、自己の責任においてバックアップ作業（当社が提供する本サービスの機能を利用する場合を含みますが、それに限りません）を行うものとし、当社は、バックアップデータが存在しないこと、または契約者がバックアップ作業を適切に実施しなかったこと等により発生した契約者の損害および不利益につき、一切の責任を負いません。
- 3 当社は、出退勤管理情報をバックアップとして記録することがあります。ただし、前項に定める契約者の責任において行うバックアップを補完するものではなく、出退勤管理情報の復旧を保証するものではありません。

第 17 条（禁止行為）

契約者は、クラウド勤務簿利用に関連して次の各号に定める行為を行ってはなりません。

- ① 当社に対して虚偽の申告をする行為
- ② 本利用契約に基づき当社から提供されたクラウド勤務簿の情報および役務を本サービスの目的以外のために使用する行為
- ③ 当社もしくは第三者の財産（知的財産権を含む。）、プライバシーもしくは信用等を侵害する行為または侵害するおそれのある行為
- ④ 前号以外で当社もしくは第三者の利益を不法に侵害する行為または侵害するおそれのある行為
- ⑤ 法令に違反し、もしくは公序良俗に反する行為またはそのおそれのある行為

- ⑥ コンピュータウイルスなどの有害なプログラムを使用し、もしくは送信する行為、またはそのおそれのある行為
- ⑦ 第三者の ID およびパスワードを不正に使用または取得する行為
- ⑧ 前号に定めるものの他、不正アクセス行為等当社による業務の遂行、本サービスの実施もしくは当社の電気通信設備に支障を及ぼし、またはそのおそれのある行為

第18条（利用制限）

- 1 次の各号に定める場合、契約者によるクラウド勤務簿の利用の一部または全部が制限されることがあります。
 - ① 利用資格等の確認を目的としたライセンス認証、ID 等の認証機能において、利用資格等の確認ができない場合
 - ② インターネット接続ができない場所においてクラウド勤務簿を利用する場合
 - ③ リアルタイム通信ができない通信状況においてクラウド勤務簿を利用する場合
- 2 当社は、クラウド勤務簿に関するサポート、修正版（アップデート版を含みます）の提供を行う義務を負いません。またあらかじめ契約者へ通知を行うことなく、クラウド勤務簿の修正、変更、アップデート、または提供の終了を行う場合があります。

第5章「クラウド勤務簿」の停止、変更及び終了

第19条（停止）

- 1 当社は、次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、クラウド勤務簿の一部または全部を停止することができます。
 - ① クラウド勤務簿提供にあたり必要なシステム、設備等に障害が発生し、またはメンテナンス、保守もしくは工事等が必要となった場合
 - ② 電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中止するなど、当社以外の第三者の行為に起因して、クラウド勤務簿の提供を行うことが困難になった場合
 - ③ 非常事態（天災、戦争、テロ、暴動、騒乱、官の処分、労働争議等）の発生により、クラウド勤務簿の提供が困難になった場合、または困難になる可能性のある場合
 - ④ 同期可能サイトの事情により、同期可能サイトが利用できなくなった場合
 - ⑤ 法令規制、行政命令等により、クラウド勤務簿の提供が困難になった場合

- ⑥ その他、当社の責めに帰することができない事由により、当社が必要やむを得ないと判断した場合
- 2 当社は、前項に基づいてクラウド勤務簿を停止したことにより契約者または第三者に損害が発生した場合でも、一切の責任を負いません。

第20条（変更、中止及び終了）

- 1 当社は、事前に契約者に通知をしたうえで、クラウド勤務簿の一部もしくは全部の内容を変更、中止または終了することができます。但し、変更、中止または終了の内容が重大でない場合には、通知をすることなくこれらを実施することができます。
- 2 当社は、前項に基づいてクラウド勤務簿を変更、中止または終了したことにより契約者に損害が発生した場合でも、一切の責任を負いません。

第6章 契約の終了

第21条（解約）

- 1 契約者は、本サービスを解約する場合、1か月前までに、当社所定の方法により解約手続きを行うこととし、当該解約手続きの完了をもって、本サービスの利用が停止されるものとします。この場合、契約者は自己の責任において、本サービスの利用停止を確認するものとします。
- 2 本サービスの解約は、月単位で行うものとし、契約者は、各月末日を利用停止日として明示して解約するものとします。契約者が、利用月末日でない日を利用停止日として本サービスの解約を申し込んだ場合においても、当該申し込みは、当該月末日を利用停止日として解約を申し込んだものとみなされます。

第22条（当社による契約解除）

- 1 当社は、契約者が次の各号の一つに該当した場合には、契約者に対して何らの通知催告をすることなく、本利用契約の一部または全部を解除して、本サービスの提供を停止することができます。
- ① 本規約に違反する行為を行った場合において、催告後相当期間を経過しても当該違反が是正されないとき
- ② 第17条に定める禁止行為のいずれかを行うなど、本規約に違反する行為を行った場合において、当該違反の性質からして事後の是正が困難であるとき

- ③ 当社もしくは第三者の財産（知的財産権を含む。）、プライバシーもしくは信用等を侵害する行為または侵害するおそれのある行為
- ④ 現に制限行為能力者であるか、または制限行為能力者になった場合において、催告後相当期間を経過しても法定代理人の記名押印のある同意書または追認書の提出がないとき
- ⑤ カード会社、立替代行業者により契約者指定のカード、支払口座の利用が停止された場合
- ⑥ 仮差押、差押、競売、破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始等の申立があった場合、または公租公課等の滞納処分を受けた場合
- ⑦ 過去に本サービスについて解除処分を受けたことが判明した場合
- ⑧ 契約者が90日以上にわたって所在不明または連絡不能となった場合
- ⑨ その他、当社が契約者として不適当であると合理的に判断した場合

第23条（反社会的勢力の排除）

1 契約者は当社に対し、次の各号の事項を確約します。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下、総称して「反社会的勢力」という）ではないこと
- (2) 反社会的勢力と次の関係を有していないこと
 - ① 自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を与える目的をもって反社会的勢力を利用していると認められる関係
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与している関係
- (3) 自らの役員（取締役、執行役、執行役員、監査役、相談役、会長その他、名称のいかんを問わず、経営に実質的に関与している者をいう）が反社会的勢力ではないこと、及び反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと
- (4) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと
- (5) 自ら又は第三者を利用して本契約に関して次の行為をしないこと
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為

- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を棄損する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為
- 2 契約者について、次のいずれかに該当した場合には、当社は、何らの催告を要せずして、本契約及び本目的に係る契約を解除することが出来ることとします。
 - (1) 前項(1)ないし(3)の確約に反する表明をしたことが判明した場合
 - (2) 前項(4)の確約に反し契約をしたことが判明した場合
 - (3) 前項(5)の確約に反した行為をした場合
 - 3 前項の規定により本契約が解除された場合には、契約者は当社に対し、当社が被った損害を賠償するものとします。
 - 4 第2項の規定により本契約が解除された場合に、契約者は、解除により生じる損害について当社に対し一切の請求を行わないものとします。

第24条（解約・解除後の手続き）

- 1 本契約が終了し、契約者が解約し、もしくは当社により解除された場合、契約者は、TIMETRACをただちに当社に返還するものとします。返還の際に発生する送料等の費用は、契約者の負担とします。
- 2 前項に基づく契約者による返還または引渡しの場合に、当社が契約者の工場、事務所等TIMETRAC設置場所に立入りこれらを引取るときには、契約者は、これに何らの異議を申立てることなく同意、協力し、当社による引取りに支障のないよう万全の措置をとるものとします。
- 3 本契約が終了し、もしくは、契約者が解約した場合、当社は利用停止日の翌日を1日目として、5日後にはクラウド勤務簿へのアクセスを禁止し、利用停止日から30日以内には契約者に関する情報、及び本サービス利用に際して当社が提供し、または契約者が提供した情報を消去することとします。なお、この定めは、本契約終了、解約または解除後に、契約者が本サービスを利用して情報等を得られることを保証するものではありません。
- 4 本契約が当社により解除された場合、当社は直ちにクラウド勤務簿へのアクセスを禁止し、速やかに契約者に関する情報、及び本サービス利用に際して当社が提供し、または契約者が提供した情報を消去することができるものとします。

- 5 契約者が第21条の規定により利用月末日ではない日を利用停止日として本サービスの解約を申し込んだ場合においても、月額利用料は日割り計算しないこととし、当社は受領した月額利用料を返還しないこととします。
- 6 第22条または第23条に基づき、当社によって契約が解除された場合、当社は、既に受領した利用料金の返金を行いません。また、当該解除によって発生したいかなる損害も賠償しないものとします。

第7章一般条項

第25条（保証）

- 1 当社は、本サービスが推奨環境において機能するように合理的な最大限の努力を行います。但し、当社は、本サービスを通じて当社が提供し、または契約者が取得した情報が正確性、正当性、有用性、完全性等を有することを保証するものではありません。
- 2 契約者は、本サービスを通じて当社が提供し、または契約者が取得した情報について、自らの判断および責任において必要に応じ変更、修正等を行ったうえで利用するものとします。

第26条（知的財産権）

本サービスに関する著作権、著作者人格権、特許権、意匠権、商標権及びパブリシティ権等の知的財産権は当社及び正当な権利者たる第三者に帰属し、本利用契約の成立は、本サービスの利用に必要な範囲を超える知的財産権の利用許諾を意味するものではありません。

第27条（当社の負う損害賠償責任及び免責）

- 1 当社は、債務不履行、瑕疵担保責任、不法行為責任、製造物責任その他法律上の原因を問わず、本サービスに関して契約者に生じた損害について、当社に故意または重過失が認められる場合に、直接損害の範囲で責任を負うものとします。その場合における損害賠償額は、当該損害の直接の原因となったサービスについて契約者から受領した利用料金直近1年分に相当する額を上限とし、それ以外の損害については一切その責任を負いません。

- 2 本サービスに関して契約者と第三者との間に紛争が生じた場合、契約者は自己の責任と費用で解決するものとし、当社に何ら迷惑をかけず、またこれにより当社が被った損害（弁護士費用を含む。）を補償します。

第28条（免責）

- 1 クラウド勤務簿は、インターネットを経由する情報のアクセスおよび伝達に用いられることがあり、お客様は、①ウィルス、ワーム、トロイの木馬その他の望ましくないデータもしくはソフトウェア、または②権限のないユーザー（ハッカーなど）がアクセスを取得し、お客様のデータ、Web サイト、コンピュータまたはネットワークに損傷を与える可能性があることをご了解ください。
- 2 前項に定める場合の他、インターネットを通じて送信する情報を暗号化してもその情報を完全に秘密にすることはできない場合があり、完全に秘密にすることが出来なかった場合においても、当社、情報通信業者等は一切の責任を負いません。

第29条（委託）

当社は、本サービスに関する業務の一部または全部を第三者に委託することができるものとします。

第30条（情報管理）

- 1 当社は、契約者情報について、契約者の事前の同意を得ずに第三者に開示しません。但し、次の各号の場合はこの限りではありません。
 - ① 法令または公的機関からの要請を受け、要請に応じる必要を認めた場合
 - ② 人の生命、身体または財産の保護のために必要があり、かつ契約者の同意を得ることが困難である場合
 - ③ サービス提供のために必要な受託者、または代理人
- 2 前項にかかわらず、当社は、契約者情報の属性集計・分析を行い、契約者が識別・特定できないように加工したもの（以下「統計資料」といいます。）を作成し、本サービス及び当社のその他のサービスのために利用することがあります。また、統計資料を第三者に開示することがあります。
- 3 当社は、契約者情報の紛失、破壊、改竄、漏洩等の危険に対して、合理的な最大限の安全対策を講じます。

第31条（個人情報）

- 1 当社は、契約者の事前の同意を得た場合を除き、本契約の履行の目的の範囲を超えて個人情報を利用、変更、または第三者に開示し、もしくは提供しないこととします。
- 2 当社は、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」（以下「個人情報保護法」という。）、これに基づく政省令およびこれらの運用に関するガイドラインに則り、個人に関する情報を適正かつ適切に管理し、利用することとします。

第32条（権利義務の譲渡禁止）

契約者は、当社の事前の承諾を得ることなく、本利用契約に基づく権利義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならないものとします。

第33条（準拠法、管轄裁判所）

- 1 本規約及び本利用契約は、日本法によって解釈され、日本法を準拠法とします。
- 2 本利用契約に関して契約者と当社との間に紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。